議案第１号

令和８年度船橋市一般会計補正予算

令和８年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４７４，５４９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７２，５６１，０４１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年１１月１３日提出

船橋市長　　松　戸　　徹

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
60　国庫支出金		51,887,492	△18,221	51,869,271
	15　国庫補助金	6,255,119	△18,221	6,236,898
65　県支出金		19,151,000	34,000	19,185,000
	15　県補助金	5,253,540	34,000	5,287,540
80　繰入金		9,021,200	2,596,870	11,618,070
	10　基金繰入金	8,813,790	2,596,870	11,410,660
95　市債		19,698,300	△138,100	19,560,200
	10　市債	19,698,300	△138,100	19,560,200
歳　　入	合　　計	270,086,492	2,474,549	272,561,041

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 議会費		996,500	12,000	1,008,500
	10 議会費	996,500	12,000	1,008,500
15 総務費		20,686,023	350,400	21,036,423
	10 総務管理費	16,617,993	191,500	16,809,493
	15 徴税費	1,932,980	68,800	2,001,780
	20 戸籍住民基本台帳費	1,668,570	76,100	1,744,670
	35 監査委員費	135,390	14,000	149,390
20 民生費		129,971,468	1,476,200	131,447,668
	10 社会福祉費	46,735,968	102,000	46,837,968
	15 児童福祉費	63,732,660	1,325,200	65,057,860
	20 生活保護費	19,490,320	35,000	19,525,320
	25 災害救助費	12,520	14,000	26,520
25 衛生費		20,937,918	166,000	21,103,918
	10 保健衛生費	12,987,668	73,000	13,060,668
	15 清掃費	7,950,250	93,000	8,043,250
35 農林水産業費		708,692	38,000	746,692
	10 農業費	606,602	32,000	638,602
	15 林業費	65,580	3,000	68,580
	20 水産業費	36,510	3,000	39,510
40 商工費		4,369,233	4,000	4,373,233
	10 商工費	4,369,233	4,000	4,373,233
45 土木費		26,648,400	163,000	26,811,400
	10 土木管理費	817,240	63,000	880,240
	15 道路橋りょう費	5,211,680	38,000	5,249,680
	20 河川費	1,789,020	1,000	1,790,020
	30 都市計画費	17,564,180	53,000	17,617,180
	35 住宅費	1,239,230	8,000	1,247,230
50 消防費		9,369,800	123,000	9,492,800
	10 消防費	9,369,800	123,000	9,492,800
55 教育費		33,868,158	141,949	34,010,107
	10 教育総務費	7,337,320	150,658	7,487,978
	15 小学校費	3,783,859	15,000	3,798,859
	20 中学校費	4,291,729	△195,093	4,096,636
	25 高等学校費	2,220,280	53,300	2,273,580
	35 社会教育費	7,586,320	57,084	7,643,404
	40 保健体育費	8,350,300	61,000	8,411,300
歳　出　合　計		270,086,492	2,474,549	272,561,041

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	総額
15 総務費	10 総務管理費	庁舎整備事業	29,579
45 土木費	15 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	165,000
	30 都市計画費	飯山満地区土地区画整理事業	200,000
50 消防費	10 消防費	庁舎等整備事業	18,469

第３表　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　度　額
ケアハウス市立船橋長寿園指定管理料	令和8年度～令和13年度	171,120千円
リハビリセンター指定管理料	令和8年度～令和13年度	367,930千円
夜間休日急病診療所指定管理料	令和8年度～令和13年度	1,216,073千円
ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館指定管理料	令和8年度～令和13年度	1,008,240千円
学習バス運行業務委託料	令和8年度～令和9年度	165,182千円
船橋中学校・海神中学校エレベーター整備費	令和8年度～令和9年度	149,080千円
中央公民館・市民文化ホール大規模改修費	令和8年度～令和9年度	240,800千円
中央図書館・東図書館・北図書館指定管理料	令和8年度～令和13年度	2,514,869千円
朝の子供居場所づくり業務委託料	令和8年度～令和9年度	34,509千円

（変　更）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限 度 額	期　間	限 度 額
本庁舎特定天井改修費	令和8年度 ～ 令和9年度	1,592千円	令和8年度 ～ 令和9年度	6,591千円
海神中学校校舎建替工事費及び工事監理・設計意図伝達業務委託料	令和8年度 ～ 令和10年度	18,626千円	令和8年度 ～ 令和10年度	19,573千円

第４表　地方債補正

（変　更）

（単位：千円）

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
中学校建設事業	1,785,400	△ 138,100	1,647,300

（単位：千円）

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	19,698,300	△ 138,100	19,560,200

議案第２号

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　特別職の職員の給与等に関する条例（昭和３１年船橋市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条　(略) 2　期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、6月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)	(期末手当) 第5条　(略) 2　期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)

第２条　特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(期末手当) 第5条　(略) 2　期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)	(期末手当) 第5条　(略) 2　期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、6月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第３条　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和５５年船橋市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 1～19　(略) 20　令和8年12月の期末手当の額に限り、第5条第2項の規定にかかわらず、同月1日現在(辞職し、又は死亡した議長等にあっては、辞職し、又は死亡した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬月額に、当該額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の237.5を乗じて得た額に、同月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)　6箇月　100分の100 (2)　5箇月以上6箇月未満　100分の80	附　則 1～19　(略)

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日か

ら施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第３条の規定による改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の非常勤特別職報酬条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例又は第３条の規定による改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の非常勤特別職報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理　由

一般職の職員の給与改定にならい、市長等の特別職の職員及び議長等の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第３号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和２７年船橋市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(宿日直手当) 第26条の2　宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,000円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 2　宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して25,000円を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 3　(略) (期末手当) 第28条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の	(宿日直手当) 第26条の2　宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,050円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 2　宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して23,500円を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 3　(略) (期末手当) 第28条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、

期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)	当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略)
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。
4～6　(略)	4～6　(略)
(勤勉手当) 第28条の4　(略)	(勤勉手当) 第28条の4　(略)
2　(各号列記以外の部分略) (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額	2　(各号列記以外の部分略) (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額
3～5　(略)	3～5　(略)

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		

	36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900		
	37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300		
	38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600		
	39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900		
	40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200		
	41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500		
	42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800		
	43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100		
	44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400		
	45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700		
	46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800			
	47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100			
	48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400			
	49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600			
	50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900			
	51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100			
	52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400			
	53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600			
	54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900			
	55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200			
	56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500			
	57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700			
	58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000			
	59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300			
	60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500			
	61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700			
	62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000			
	63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300			
	64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500			
	65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700			
	66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000			
	67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300			
	68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500			
	69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700			
	70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000			
	71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300			
	72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500			
	73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700			
	74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400				
	75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700				
	76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900				

	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100					
	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400					
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700					
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900					
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100					
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400					
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700					
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900					
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100					
	86	275, 500	315, 300	366, 500							
	87	275, 800	315, 600	366, 900							
	88	276, 100	315, 900	367, 300							
	89	276, 400	316, 200	367, 500							
	90	276, 700	316, 500	367, 900							
	91	277, 000	316, 800	368, 300							
	92	277, 300	317, 100	368, 700							
	93	277, 600	317, 300	368, 900							
	94		317, 500	369, 200							
	95		317, 800	369, 600							
	96		318, 200	369, 900							
	97		318, 400	370, 200							
	98		318, 700	370, 600							
	99		319, 000	371, 000							
	100		319, 400	371, 400							
	101		319, 600	371, 900							
	102		319, 900	372, 300							
	103		320, 200	372, 700							
	104		320, 500	373, 100							
	105		320, 700	373, 600							
	106		321, 000	374, 000							
	107		321, 300	374, 300							
	108		321, 600	374, 600							
	109		321, 800	375, 000							
	110		322, 100								
	111		322, 500								
	112		322, 800								
	113		323, 000								
	114		323, 200								
	115		323, 500								
	116		323, 900								

	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 160,300	基準給料月額 円 218,800	基準給料月額 円 247,600	基準給料月額 円 292,400	基準給料月額 円 314,800	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 359,500	基準給料月額 円 405,400	基準給料月額 円 442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	200,900	251,500	286,200	320,700	332,400
	2	202,000	252,800	287,200	322,200	334,000
	3	203,100	254,200	288,200	323,600	335,700
	4	204,200	255,600	289,200	325,000	337,300
	5	205,300	257,000	290,200	326,400	338,800
	6	206,400	258,400	291,200	327,600	340,400
	7	207,600	259,800	292,200	328,700	342,100
	8	208,700	261,200	293,200	329,900	343,700
	9	209,800	262,600	294,200	331,200	345,200
	10	211,500	263,800	295,300	332,800	346,900
	11	213,100	265,100	296,300	334,500	348,600
	12	214,700	266,400	297,300	336,100	350,200
	13	216,200	267,600	298,300	337,600	351,600
	14	217,900	268,800	299,600	339,200	353,300
	15	219,500	270,100	300,900	340,900	355,000
	16	221,100	271,300	302,100	342,500	356,600
	17	222,600	272,400	303,400	344,000	357,800
	18	224,300	273,500	304,700	345,700	359,700
	19	226,000	274,600	306,000	347,400	361,400
	20	227,700	275,700	307,200	349,000	363,000
	21	228,900	276,600	308,300	350,400	364,500
	22	230,500	277,600	309,500	352,100	366,100
	23	232,100	278,600	310,800	353,800	367,700
	24	233,600	279,600	312,100	355,400	369,300
	25	235,100	280,600	313,400	356,600	371,000
	26	236,700	281,500	314,500	358,500	372,800
	27	238,300	282,300	315,500	360,200	374,600
	28	239,900	283,200	316,500	361,800	376,400
	29	241,500	284,000	317,700	363,300	377,900
	30	243,200	284,800	318,900	364,900	379,300
	31	244,500	285,700	320,100	366,500	380,700
	32	245,800	286,400	321,300	368,100	382,100
	33	247,100	287,200	322,500	369,800	383,600
	34	248,200	288,000	323,800	371,600	384,400
	35	249,300	288,800	325,200	373,400	385,300

	36	250,400	289,400	326,500	375,200	386,300
	37	251,500	290,100	327,800	376,700	387,200
	38	252,400	290,900	329,100	378,100	388,300
	39	253,300	291,600	330,400	379,500	389,200
	40	254,300	292,300	331,700	380,900	390,200
	41	255,300	293,000	333,100	382,400	391,100
	42	256,200	293,800	334,300	383,200	391,800
	43	257,100	294,500	335,500	384,100	392,500
	44	257,900	295,200	336,600	385,100	393,100
	45	258,700	295,900	337,500	386,000	393,500
	46	259,300	296,600	338,700	387,100	394,100
	47	259,900	297,300	339,900	388,000	394,700
	48	260,500	297,900	341,200	389,000	395,400
	49	261,100	298,600	342,300	389,900	395,700
	50	261,700	299,300	343,500	390,600	396,400
	51	262,300	300,000	344,700	391,300	397,100
	52	262,900	300,700	345,900	391,900	397,700
	53	263,400	301,200	347,200	392,300	398,000
	54	264,000	301,900	348,200	392,900	398,500
	55	264,600	302,500	349,300	393,500	399,100
	56	265,100	303,200	350,400	394,200	399,700
	57	265,500	303,800	351,100	394,500	400,000
	58	265,900	304,400	352,000	395,200	400,600
	59	266,200	305,000	352,700	395,900	401,300
	60	266,500	305,800	353,500	396,500	401,900
	61	266,800	306,400	354,300	396,800	402,300
	62	267,100	306,900	354,700	397,300	402,800
	63	267,400	307,400	355,200	397,900	403,400
	64	267,700	307,800	355,900	398,500	403,900
	65	268,000	308,300	356,700	398,800	404,400
	66	268,300	308,800	357,400	399,400	405,000
	67	268,600	309,200	358,100	400,100	405,400
	68	268,900	309,700	358,700	400,700	405,700
	69	269,200	310,100	359,200	401,100	406,100
	70	269,500	310,600	359,800	401,600	406,600
	71	269,800	311,000	360,300	402,200	407,000
	72	270,100	311,500	360,900	402,700	407,400
	73	270,400	311,900	361,200	403,200	407,800
	74	270,700	312,300	361,700	403,800	408,300
	75	271,000	312,600	362,000	404,200	408,700
	76	271,300	312,900	362,400	404,500	409,100

	77	271, 600	313, 100	362, 800	404, 900	409, 500
	78	271, 900	313, 400	363, 300	405, 400	410, 000
	79	272, 200	313, 600	363, 800	405, 800	410, 400
	80	272, 500	313, 900	364, 300	406, 200	410, 800
	81	272, 800	314, 100	364, 600	406, 600	411, 200
	82	273, 100	314, 300	365, 000	407, 100	411, 700
	83	273, 400	314, 600	365, 400	407, 500	412, 100
	84	273, 700	314, 800	365, 800	407, 900	412, 500
	85	274, 000	315, 100	366, 100	408, 200	412, 900
	86	274, 300	315, 300	366, 500		413, 400
	87	274, 600	315, 600	366, 900		413, 800
	88	274, 900	315, 900	367, 300		414, 200
	89	275, 200	316, 200	367, 500		414, 600
	90	275, 500	316, 500	367, 900		415, 100
	91	275, 800	316, 800	368, 300		415, 500
	92	276, 100	317, 100	368, 700		415, 900
	93	276, 400	317, 300	368, 900		416, 300
	94	276, 700	317, 500	369, 200		416, 800
	95	277, 000	317, 800	369, 600		417, 200
	96	277, 300	318, 200	369, 900		417, 600
	97	277, 600	318, 400	370, 200		418, 000
	98		318, 700	370, 600		418, 500
	99		319, 000	371, 000		418, 900
	100		319, 400	371, 400		419, 300
	101		319, 600	371, 900		419, 700
	102		319, 900	372, 300		
	103		320, 200	372, 700		
	104		320, 500	373, 100		
	105		320, 700	373, 600		
	106		321, 000	374, 000		
	107		321, 300	374, 300		
	108		321, 600	374, 600		
	109		321, 800	375, 000		
	110		322, 100			
	111		322, 500			
	112		322, 800			
	113		323, 000			
	114		323, 200			
	115		323, 500			
	116		323, 900			

	117 118 119 120 121 122 123 124 125		324,100 324,300 324,600 324,900 325,200 325,400 325,700 326,000 326,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 188,800	基準給料月額 円 215,500	基準給料月額 円 271,500	基準給料月額 円 289,900	基準給料月額 円 290,800

備考　この表は、運転手、一般技能員及びこれらに準ずる技能的業務に従事する職員並びに用務員、作業員、給食調理員、介助員、事務補助員、理科実験事務員及びこれらに準ずる技労的業務に従事する職員に適用する。

別表第３

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	226,200	245,100	344,100	374,500	461,800
	2	228,600	247,500	346,000	376,000	463,100
	3	231,000	249,900	347,900	377,600	464,300
	4	233,400	252,400	349,700	379,100	465,600
	5	235,600	254,900	351,400	380,500	466,700
	6	238,200	257,300	353,300	381,900	467,800
	7	240,400	259,700	355,200	383,200	469,000
	8	242,500	262,200	357,000	384,600	470,300
	9	244,700	264,600	358,900	386,100	471,600
	10	247,100	266,200	360,900	387,400	472,800
	11	249,200	267,800	362,800	388,800	473,900
	12	251,500	269,400	364,600	390,100	475,000
	13	253,900	271,000	366,400	391,500	476,200
	14	256,000	272,400	368,100	392,800	477,000
	15	258,000	273,800	369,700	394,000	477,800
	16	260,100	275,200	371,300	395,200	478,700
	17	262,200	276,600	372,900	396,200	479,600
	18	264,100	277,800	374,300	397,500	480,000
	19	265,800	279,000	375,600	398,800	480,500
	20	267,400	280,200	376,800	399,900	481,000
	21	269,100	281,500	378,200	400,900	481,500
	22	270,300	282,600	379,600	402,100	481,900
	23	271,600	283,700	381,000	403,300	482,400
	24	272,800	284,900	382,300	404,400	482,900
	25	274,000	286,200	383,600	405,400	483,400
	26	275,000	287,800	385,100	406,500	483,800
	27	276,100	289,500	386,500	407,600	484,300
	28	277,200	291,200	387,800	408,700	484,800
	29	278,400	292,900	389,000	409,800	485,300
	30	279,500	294,900	390,400	411,000	485,700
	31	280,600	297,100	391,700	412,100	486,200
	32	281,600	299,400	393,000	413,200	486,700
	33	282,700	301,600	394,300	414,200	487,200
	34	283,600	303,800	395,400	415,300	
	35	284,600	306,100	396,500	416,500	

	36	285, 700	308, 300	397, 700	417, 700	
	37	287, 000	310, 400	398, 900	418, 800	
	38	287, 900	312, 300	400, 000	420, 100	
	39	288, 900	314, 200	401, 200	421, 200	
	40	290, 000	316, 000	402, 300	422, 300	
	41	291, 300	317, 800	403, 400	423, 400	
	42	292, 500	319, 700	404, 500	424, 700	
	43	293, 900	321, 500	405, 700	425, 700	
	44	295, 100	323, 200	406, 800	426, 800	
	45	296, 300	324, 800	407, 900	428, 000	
	46	297, 200	326, 600	409, 100	429, 200	
	47	298, 100	328, 300	410, 300	430, 400	
	48	299, 100	330, 000	411, 400	431, 600	
	49	299, 600	331, 600	412, 300	432, 700	
	50	300, 500	333, 400	413, 500	433, 700	
	51	301, 200	335, 200	414, 500	435, 000	
	52	302, 200	336, 900	415, 600	436, 200	
	53	302, 800	338, 200	416, 400	437, 400	
	54	303, 700	340, 100	417, 500	438, 500	
	55	304, 500	341, 900	418, 500	439, 600	
	56	305, 500	343, 600	419, 500	440, 700	
	57	306, 000	345, 300	420, 600	441, 700	
	58	307, 000	347, 200	421, 600	442, 900	
	59	308, 000	348, 900	422, 700	444, 100	
	60	308, 700	350, 700	423, 800	445, 300	
	61	309, 200	352, 500	424, 800	445, 900	
	62	309, 900	354, 300	425, 900	446, 700	
	63	310, 700	356, 000	427, 000	447, 400	
	64	311, 400	357, 700	428, 000	447, 900	
	65	312, 200	359, 400	428, 900	448, 200	
	66	313, 000	360, 800	429, 800	448, 500	
	67	313, 600	362, 200	430, 800	448, 900	
	68	314, 200	363, 700	431, 800	449, 300	
	69	315, 000	365, 300	432, 600	449, 600	
	70	315, 700	366, 800	433, 400	450, 000	
	71	316, 200	368, 300	434, 100	450, 300	
	72	316, 900	369, 800	434, 900	450, 600	
	73	317, 400	371, 200	435, 600	450, 900	
	74	318, 200	372, 800	436, 200	451, 200	
	75	318, 900	374, 300	436, 900	451, 500	
	76	319, 400	375, 700	437, 600	451, 800	

77	320,000	377,100	438,200	452,000		
78	320,800	378,600	438,900	452,300		
79	321,400	380,100	439,400	452,600		
80	322,000	381,700	440,000	452,800		
81	322,500	383,000	440,400	453,000		
82	323,200	384,300	440,800	453,300		
83	323,800	385,600	441,100	453,600		
84	324,300	386,800	441,300	453,800		
85	324,700	387,900	441,500	454,000		
86	325,200	389,100	441,800	454,300		
87	325,700	390,100	442,100	454,600		
88	326,100	391,200	442,300	454,800		
89	326,500	392,200	442,500	455,000		
90	326,900	393,300	442,800			
91	327,300	394,400	443,100			
92	327,700	395,400	443,300			
93	328,000	396,500	443,500			
94	328,500	397,600	443,800			
95	328,900	398,600	444,100			
96	329,200	399,700	444,300			
97	329,500	400,700	444,500			
98	329,900	401,700				
99	330,200	402,600				
100	330,600	403,500				
101	331,000	404,300				
102	331,300	405,300				
103	331,600	406,100				
104	331,900	407,000				
105	332,100	407,800				
106	332,400	408,700				
107	332,700	409,600				
108	333,000	410,500				
109	333,200	411,300				
110	333,400	412,300				
111	333,700	413,200				
112	334,000	414,100				
113	334,200	414,700				
114	334,400	415,600				
115	334,600	416,500				
116	334,900	417,400				

	117	335, 200	418, 200				
	118	335, 400	418, 900				
	119	335, 700	419, 700				
	120	336, 000	420, 500				
	121	336, 200	421, 100				
	122	336, 400	421, 800				
	123	336, 600	422, 500				
	124	336, 900	423, 100				
	125	337, 200	423, 700				
	126	337, 400	424, 400				
	127	337, 600	424, 900				
	128	337, 900	425, 500				
	129	338, 100	426, 100				
	130	338, 300	426, 700				
	131	338, 600	427, 200				
	132	338, 900	427, 700				
	133	339, 100	428, 000				
	134	339, 300	428, 300				
	135	339, 600	428, 500				
	136	339, 900	428, 800				
	137	340, 100	429, 100				
	138	340, 300	429, 400				
	139	340, 600	429, 700				
	140	340, 900	430, 000				
	141	341, 100	430, 300				
	142	341, 300	430, 600				
	143	341, 600	430, 900				
	144	341, 900	431, 200				
	145	342, 100	431, 400				
	146	342, 300	431, 700				
	147	342, 600	432, 000				
	148	342, 900	432, 200				
	149	343, 100	432, 400				
	150	343, 300	432, 700				
	151	343, 600	433, 000				
	152	343, 900	433, 200				
	153	344, 100	433, 400				
	154	344, 300	433, 700				
	155	344, 600	434, 000				
	156	344, 900	434, 200				
	157	345, 100	434, 400				

	158 159 160 161	345,300 345,600 345,900 346,100	434,700 435,000 435,200 435,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 261,700	基準給料月額 円 313,600	基準給料月額 円 340,900	基準給料月額 円 370,000	基準給料月額 円 460,300

備考

1　この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校の高等部に勤務する実習助手に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級である職員の給料月額は、この表の額に１１，５００円をそれぞれ加算した額とする。

3　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員の給料月額は、この表の額に４，０００円をそれぞれ加算した額とする。

別表第４

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	

	36	415, 100	487, 400	547, 100	
	37	416, 600	488, 800	548, 100	
	38	418, 000	490, 400	549, 400	
	39	419, 400	492, 000	550, 700	
	40	420, 800	493, 500	552, 000	
	41	422, 300	495, 100	553, 000	
	42	423, 100	496, 300	553, 800	
	43	423, 800	497, 300	554, 600	
	44	424, 500	498, 300	555, 400	
	45	425, 300	499, 100	556, 300	
	46	425, 900	500, 000	557, 100	
	47	426, 500	500, 900	557, 900	
	48	427, 000	501, 700	558, 600	
	49	427, 500	502, 400	559, 400	
	50	427, 900	503, 100	560, 200	
	51	428, 400	503, 800	560, 900	
	52	428, 800	504, 400	561, 800	
	53	429, 200	505, 000	562, 700	
	54	429, 500	505, 700	563, 500	
	55	429, 800	506, 300	564, 400	
	56	430, 200	506, 900	565, 300	
	57	430, 500	507, 200	566, 100	
	58	430, 800	507, 800	566, 900	
	59	431, 100	508, 400	567, 700	
	60	431, 400	509, 100	568, 400	
	61	431, 800	509, 500	569, 200	
	62	432, 100	510, 100	570, 100	
	63	432, 400	510, 800	571, 000	
	64	432, 700	511, 500	571, 900	
	65	433, 000	511, 900	572, 700	
	66		512, 500	573, 600	
	67		513, 100	574, 500	
	68		513, 600	575, 400	
	69		514, 100	576, 200	
	70		514, 600	577, 100	
	71		515, 100	578, 000	
	72		515, 600	578, 900	
	73		516, 000	579, 700	
	74		516, 500		
	75		516, 900		
	76		517, 300		

	77 78 79 80 81 82 83 84 85		517,800 518,400 518,900 519,300 519,800 520,400 521,000 521,500 522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 339,500	基準給料月額 円 386,200	基準給料月額 円 446,500	基準給料月額 円 528,200

備考　この表は、健康福祉局に勤務する医師に適用する。

別表第５

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800

	36	282, 300	300, 400	323, 700	345, 000	384, 000	446, 100	489, 600
	37	282, 800	300, 800	324, 500	346, 100	385, 400	447, 400	490, 400
	38	283, 500	301, 400	325, 300	347, 200	386, 400	448, 500	491, 200
	39	284, 200	301, 900	326, 100	348, 300	387, 800	449, 700	491, 900
	40	284, 900	302, 300	326, 900	349, 400	389, 100	450, 900	492, 600
	41	285, 600	302, 700	327, 600	350, 200	390, 400	452, 100	493, 400
	42	286, 200	303, 200	328, 500	351, 300	391, 800	453, 100	
	43	286, 900	303, 600	329, 500	352, 400	393, 100	454, 200	
	44	287, 500	304, 100	330, 400	353, 400	394, 400	455, 300	
	45	288, 300	304, 600	331, 300	354, 300	395, 900	456, 300	
	46	289, 000	305, 000	332, 300	355, 200	397, 100	456, 800	
	47	289, 700	305, 500	333, 300	356, 200	398, 200	457, 300	
	48	290, 300	305, 900	334, 200	357, 200	399, 400	457, 700	
	49	290, 800	306, 400	335, 100	358, 400	400, 500	458, 300	
	50	291, 300	306, 800	336, 000	359, 700	401, 400	458, 800	
	51	291, 700	307, 300	337, 000	360, 900	402, 400	459, 200	
	52	292, 100	307, 800	338, 000	362, 100	403, 300	459, 700	
	53	292, 400	308, 200	338, 800	363, 000	403, 900	460, 200	
	54	292, 900	308, 600	339, 700	364, 200	404, 700	460, 600	
	55	293, 300	309, 100	340, 700	365, 300	405, 500	460, 900	
	56	293, 700	309, 500	341, 600	366, 600	406, 300	461, 200	
	57	294, 100	310, 000	342, 500	367, 600	407, 000	461, 600	
	58	294, 500	310, 700	343, 400	368, 500	407, 700		
	59	294, 800	311, 400	344, 400	369, 600	408, 400		
	60	295, 100	312, 100	345, 300	370, 800	409, 000		
	61	295, 500	312, 800	346, 200	371, 900	409, 600		
	62	295, 900	313, 700	347, 300	373, 100	410, 200		
	63	296, 300	314, 600	348, 500	374, 300	410, 900		
	64	296, 600	315, 300	349, 700	375, 300	411, 500		
	65	296, 900	316, 000	350, 400	376, 300	412, 200		
	66	297, 300	316, 900	351, 500	377, 300	412, 700		
	67	297, 700	317, 700	352, 600	378, 400	413, 300		
	68	298, 000	318, 500	353, 500	379, 500	413, 800		
	69	298, 400	319, 200	354, 600	380, 300	414, 200		
	70	298, 900	320, 100	355, 300	381, 400	414, 800		
	71	299, 300	321, 000	356, 400	382, 500	415, 200		
	72	299, 600	321, 800	357, 500	383, 500	415, 500		
	73	300, 000	322, 700	358, 600	384, 200	415, 800		
	74	300, 500	323, 500	359, 800	385, 000	416, 300		
	75	301, 000	324, 400	360, 900	385, 800	416, 700		
	76	301, 500	325, 300	362, 000	386, 500	417, 000		

	77	302, 000	326, 100	363, 100	387, 100	417, 300		
	78	302, 500	327, 000	364, 200	387, 600	417, 800		
	79	303, 100	327, 900	365, 200	388, 100	418, 300		
	80	303, 500	328, 700	366, 300	388, 600	418, 700		
	81	304, 000	329, 200	367, 200	389, 200	419, 000		
	82	304, 400	329, 900	368, 200	389, 700	419, 400		
	83	304, 900	330, 700	369, 100	390, 200	419, 900		
	84	305, 400	331, 500	370, 100	390, 700	420, 300		
	85	305, 800	332, 300	371, 000	391, 100	420, 700		
	86	306, 200	333, 100	371, 800	391, 500			
	87	306, 700	334, 100	372, 600	392, 100			
	88	307, 200	335, 100	373, 400	392, 600			
	89	307, 600	336, 000	374, 000	392, 900			
	90	308, 100	337, 000	374, 600	393, 400			
	91	308, 600	338, 000	375, 200	393, 700			
	92	309, 100	339, 000	375, 800	394, 000			
	93	309, 600	339, 800	376, 200	394, 600			
	94	309, 900	340, 500	376, 600	395, 100			
	95	310, 400	341, 200	377, 100	395, 600			
	96	310, 900	341, 800	377, 500	396, 100			
	97	311, 400	342, 200	378, 000	396, 700			
	98	311, 900	342, 500	378, 400	397, 200			
	99	312, 300	343, 000	378, 900	397, 700			
	100	312, 700	343, 600	379, 300	398, 100			
	101	313, 100	344, 000	379, 600	398, 700			
	102	313, 500	344, 500	380, 100	399, 200			
	103	313, 900	345, 100	380, 400	399, 700			
	104	314, 200	345, 600	380, 700	400, 200			
	105	314, 500	346, 000	381, 100	400, 800			
	106	314, 900	346, 500	381, 600	401, 200			
	107	315, 300	347, 000	382, 100	401, 700			
	108	315, 600	347, 500	382, 600	402, 200			
	109	315, 800	347, 900	383, 100	402, 800			
	110	316, 100	348, 200	383, 600				
	111	316, 300	348, 500	384, 100				
	112	316, 600	348, 800	384, 500				
	113	316, 900	349, 100	384, 900				
	114	317, 100	349, 500	385, 300				
	115	317, 400	349, 800	385, 800				
	116	317, 600	350, 100	386, 300				

	117	317, 900	350, 300	386, 700				
	118	318, 100	350, 600	387, 200				
	119	318, 400	350, 900	387, 700				
	120	318, 700	351, 100	388, 200				
	121	319, 000	351, 300	388, 500				
	122	319, 300	351, 600					
	123	319, 600	351, 900					
	124	319, 900	352, 200					
	125	320, 100	352, 400					
	126	320, 300	352, 700					
	127	320, 600	353, 000					
	128	321, 000	353, 200					
	129	321, 200	353, 400					
	130	321, 500	353, 600					
	131	321, 800	353, 900					
	132	322, 200	354, 100					
	133	322, 400	354, 400					
	134	322, 700	354, 800					
	135	323, 000	355, 200					
	136	323, 300	355, 600					
	137	323, 500	355, 900					
	138	323, 800	356, 300					
	139	324, 100	356, 700					
	140	324, 400	357, 100					
	141	324, 600	357, 400					
	142	324, 900	357, 800					
	143	325, 300	358, 100					
	144	325, 600	358, 500					
	145	325, 800	358, 800					
	146	326, 000	359, 200					
	147	326, 300	359, 600					
	148	326, 600	360, 000					
	149	326, 800	360, 300					
	150	327, 000	360, 700					
	151	327, 300	361, 100					
	152	327, 600	361, 500					
	153	328, 000	361, 800					
	154	328, 200						
	155	328, 400						
	156	328, 700						
	157	329, 000						

	158	329,300						
	159	329,600						
	160	329,900						
	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 270,400	基準給料月額 円 292,600	基準給料月額 円 300,900	基準給料月額 円 312,600	基準給料月額 円 331,000	基準給料月額 円 372,300	基準給料月額 円 420,700

備考　この表は、看護専門学校に勤務する教員に適用する。

第２条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第28条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6　(略) (勤勉手当) 第28条の4　(略) 2　(各号列記以外の部分略) (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額 3～5　(略)	(期末手当) 第28条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。 4～6　(略) (勤勉手当) 第28条の4　(略) 2　(各号列記以外の部分略) (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額 3～5　(略)

改正後	改正前
別表第3 (表の部分略) 備考 1 (略) 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に15,600円をそれぞれ加算した額とする。 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に8,100円をそれぞれ加算した額とする。	別表第3 (表の部分略) 備考 1 (略) 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和３年船橋市条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正後

附則別表第3

行政職経過措置給料表

号給	給料月額
19号給	486,700円
20号給	486,700円
21号給	486,700円
22号給	486,700円
23号給	486,700円
24号給	492,000円
25号給	492,000円
26号給	492,000円
27号給	492,000円
28号給	496,900円
29号給	496,900円
30号給	496,900円
31号給	496,900円
32号給	496,900円
33号給	496,900円
34号給	501,500円
35号給	501,500円
36号給	501,500円
37号給	501,500円

改正前

附則別表第3

行政職経過措置給料表

号給	給料月額
19号給	471,900円
20号給	471,900円
21号給	471,900円
22号給	471,900円
23号給	471,900円
24号給	477,200円
25号給	477,200円
26号給	477,200円
27号給	477,200円
28号給	482,100円
29号給	482,100円
30号給	482,100円
31号給	482,100円
32号給	482,100円
33号給	482,100円
34号給	486,700円
35号給	486,700円
36号給	486,700円
37号給	486,700円

38号給	501,500円	38号給	486,700円
39号給	501,500円	39号給	486,700円
40号給	501,500円	40号給	486,700円
41号給	501,500円	41号給	486,700円
42号給	505,500円	42号給	490,700円
43号給	505,500円	43号給	490,700円
44号給	505,500円	44号給	490,700円
45号給	505,500円	45号給	490,700円

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和８年船橋市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第２の改正規定を次のように改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,900	249,800	270,300	301,900	330,200
	2	209,600	250,600	271,200	302,600	331,500
	3	211,300	251,400	272,100	303,300	332,800
	4	213,000	252,100	273,000	303,800	334,000
	5	214,700	252,800	274,000	304,400	335,000
	6	216,400	253,500	274,900	305,000	336,200
	7	218,000	254,300	275,900	305,600	337,400
	8	219,600	255,000	276,800	306,100	338,600
	9	221,200	255,800	277,700	306,600	339,700
	10	222,700	256,500	278,500	307,200	340,700
	11	224,200	257,200	279,200	307,800	341,800
	12	225,600	257,800	279,600	308,300	342,900
	13	227,000	258,500	280,200	308,800	343,900
	14	228,500	258,900	280,600	309,300	344,900
	15	230,000	259,400	281,000	309,700	345,900
	16	231,500	259,800	281,400	310,000	347,000
	17	232,900	260,300	281,800	310,400	348,000
	18	234,300	260,700	282,300	310,800	349,100
	19	235,700	261,200	282,800	311,200	350,200
	20	237,000	261,600	283,400	311,500	351,100
	21	238,400	261,900	284,100	311,900	352,100
	22	239,400	262,200	284,700	312,300	353,100
	23	240,500	262,500	285,300	312,700	354,000
	24	241,500	262,800	286,100	313,000	354,900
	25	242,500	263,300	286,900	313,300	355,900
	26	243,300	263,800	287,600	313,700	356,800
	27	244,200	264,200	288,100	314,000	357,800
	28	245,000	264,700	288,800	314,400	358,800
	29	245,900	265,200	289,600	314,700	359,800
	30	246,700	265,700	290,300	315,200	360,800
	31	247,500	266,100	291,000	315,600	361,800
	32	248,200	266,500	291,600	316,100	362,700
	33	249,000	266,800	292,300	316,600	363,600
	34	249,500	267,300	293,000	317,000	364,500
	35	250,000	267,800	293,700	317,400	365,300

	36	250, 500	268, 200	294, 300	317, 900	366, 200
	37	251, 100	268, 600	294, 900	318, 400	367, 100
	38	251, 600	269, 100	295, 600	318, 900	368, 100
	39	252, 000	269, 500	296, 200	319, 400	369, 100
	40	252, 500	269, 900	296, 700	319, 900	370, 000
	41	252, 900	270, 300	297, 200	320, 400	370, 900
	42	253, 200	270, 700	297, 700	320, 900	371, 800
	43	253, 500	271, 200	298, 100	321, 500	372, 700
	44	253, 800	271, 500	298, 500	322, 000	373, 500
	45	254, 200	271, 800	299, 000	322, 400	374, 300
	46	254, 500	272, 200	299, 600	322, 900	375, 100
	47	254, 900	272, 600	300, 100	323, 500	375, 900
	48	255, 300	272, 900	300, 400	324, 100	376, 600
	49	255, 600	273, 300	300, 800	324, 700	377, 300
	50	255, 900	273, 700	301, 200	325, 400	378, 100
	51	256, 200	274, 000	301, 700	326, 100	378, 900
	52	256, 500	274, 300	302, 200	326, 800	379, 500
	53	256, 700	274, 700	302, 600	327, 400	380, 200
	54	257, 000	275, 000	303, 000	328, 100	380, 800
	55	257, 300	275, 300	303, 500	328, 700	381, 500
	56	257, 600	275, 700	304, 000	329, 300	382, 200
	57	257, 800	276, 000	304, 400	329, 900	382, 800
	58	258, 100	276, 300	305, 000	330, 600	383, 300
	59	258, 400	276, 600	305, 500	331, 300	383, 800
	60	258, 600	276, 900	306, 100	331, 900	384, 300
	61	258, 800	277, 200	306, 700	332, 400	384, 700
	62	259, 100	277, 500	307, 200	332, 900	
	63	259, 400	277, 800	307, 700	333, 500	
	64	259, 600	278, 100	308, 200	334, 100	
	65	259, 800	278, 300	308, 600	334, 700	
	66	260, 100	278, 600	309, 100	335, 100	
	67	260, 400	278, 900	309, 500	335, 500	
	68	260, 600	279, 100	309, 900	336, 000	
	69	260, 800	279, 300	310, 200	336, 300	
	70	261, 100	279, 600	310, 500	336, 800	
	71	261, 400	279, 900	310, 900	337, 300	
	72	261, 600	280, 100	311, 300	337, 700	
	73	261, 800	280, 300	311, 600	337, 900	
	74	262, 100	280, 600	311, 900	338, 200	
	75	262, 400	280, 900	312, 300	338, 400	
	76	262, 600	281, 100	312, 700	338, 700	

	77	262, 800	281, 300	313, 100	339, 000	
	78	263, 100	281, 600	313, 500	339, 300	
	79	263, 400	281, 900	313, 900	339, 600	
	80	263, 600	282, 100	314, 300	339, 800	
	81	263, 800	282, 300	314, 600	340, 000	
	82	264, 100	282, 600	315, 100	340, 300	
	83	264, 300	282, 900	315, 500	340, 600	
	84	264, 600	283, 100	316, 000	340, 800	
	85	264, 800	283, 300	316, 300	341, 000	
	86	265, 000	283, 500	316, 800	341, 200	
	87	265, 300	283, 800	317, 300	341, 500	
	88	265, 600	284, 100	317, 600	341, 800	
	89	265, 800	284, 300	318, 000	342, 000	
	90	266, 100	284, 500	318, 500	342, 300	
	91	266, 400	284, 800	319, 000	342, 600	
	92	266, 600	285, 000	319, 500	342, 800	
	93	266, 800	285, 300	319, 800	343, 000	
	94	267, 100	285, 600	320, 200	343, 300	
	95	267, 400	285, 900	320, 600	343, 600	
	96	267, 600	286, 100	321, 100	343, 800	
	97	267, 800	286, 300	321, 500	344, 000	
	98	268, 100	286, 600	321, 900		
	99	268, 400	286, 800	322, 200		
	100	268, 600	287, 100	322, 500		
	101	268, 800	287, 300	322, 800		
	102	269, 100	287, 500	323, 200		
	103	269, 400	287, 800	323, 500		
	104	269, 600	288, 100	323, 900		
	105	269, 800	288, 300	324, 200		
	106		288, 500	324, 600		
	107		288, 800	325, 000		
	108		289, 000	325, 200		
	109		289, 300	325, 400		
	110		289, 600	325, 700		
	111		289, 900	326, 000		
	112		290, 100	326, 200		
	113		290, 300	326, 400		
	114		290, 600	326, 700		
	115		290, 800	327, 000		
	116		291, 000	327, 200		

	117		291,300	327,400		
	118		291,600	327,700		
	119		291,900	328,000		
	120		292,100	328,200		
	121		292,300	328,400		
	122		292,500	328,700		
	123		292,800	329,000		
	124		293,100	329,200		
	125		293,300	329,400		
	126		293,500	329,700		
	127		293,800	330,000		
	128		294,100	330,200		
	129		294,300	330,400		
	130		294,500			
	131		294,800			
	132		295,100			
	133		295,300			
	134		295,500			
	135		295,800			
	136		296,100			
	137		296,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 225,300	基準給料月額 円 237,100	基準給料月額 円 256,900	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 314,900

備考　この表は、一般技能員その他の技能的業務に従事する職員及び給食調理員その他の技労的業務に従事する職員に適用する。

改正後	改正前
附　則 (施行期日等) 1及び2　(略) (危険作業手当の内払) 3　改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された危険作業手当は、改正後の条例の規定による危険作業手当の内払とみなす。 (令和9年切替日の前日において令和8年改正条例第1条の規定による改正後の別表第2の給料表の適用を受けていた職員に適用する給料表等) 4　令和9年4月1日(以下「令和9年切替日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で同日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和8年船橋市条例第　号。以下「令和8年改正条例」という。)第1条の規定による改正後の別表第2の給料表の適用を受けていたものに適用する令和9年切替日以後における給料表は、一般職の職員の給与に関する条例別表第2の給料表にかかわらず、当該職員が令和8年改正条例第1条の規定による改正後の別表第2備考に規定する職員である間に限り、行政職給料表(2)経過措置給料表(附則別表)とする。 5　(略) 6　令和9年切替日の前日において令和8年改正条例第1条の規定による改正後の別表第2の給料表の適用を受けていた職員で令和9年切替日以後に採用された一般職の職員の給与に関する条例第12条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に適用する給料表は、同条例別表第2の給料表にかかわらず、当該職員が令和9年	附　則 (施行期日等) 1及び2　(略) (危険作業手当の内払) 3　改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給された危険作業手当は、改正後の条例の規定による危険作業手当の内払とみなす。 (令和9年切替日の前日において改正前の条例別表第2の給料表の適用を受けていた職員に適用する給料表等) 4　令和9年4月1日(以下「令和9年切替日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で同日において改正前の条例別表第2の給料表の適用を受けていたものに適用する令和9年切替日以後における給料表は、改正後の条例別表第２の給料表にかかわらず、当該職員が改正前の条例別表第2備考に規定する職員である間に限り、行政職給料表(2)経過措置給料表(附則別表)とする。 5　(略) 6　令和9年切替日の前日において改正前の条例別表第2の給料表の適用を受けていた職員で令和9年切替日以後に採用された一般職の職員の給与に関する条例第12条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に適用する給料表は、改正後の条例別表第2の給料表にかかわらず、当該職員が令和9年切替日の前日から引き続き改正前の

切替日の前日から引き続き令和8年改正条例第1条の規定による改正後の別表第2備考に規定する職員である間に限り、行政職給料表(2)経過措置給料表とする。	条例別表第2備考に規定する職員である間に限り、行政職給料表(2)経過措置給料表とする。
7～11　(略)	7～11　(略)

附則別表を次のように改める。

附則別表

行政職給料表(2)経過措置給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	200,900	251,500	286,200	320,700	332,400
	2	202,000	252,800	287,200	322,200	334,000
	3	203,100	254,200	288,200	323,600	335,700
	4	204,200	255,600	289,200	325,000	337,300
	5	205,300	257,000	290,200	326,400	338,800
	6	206,400	258,400	291,200	327,600	340,400
	7	207,600	259,800	292,200	328,700	342,100
	8	208,700	261,200	293,200	329,900	343,700
	9	209,800	262,600	294,200	331,200	345,200
	10	211,500	263,800	295,300	332,800	346,900
	11	213,100	265,100	296,300	334,500	348,600
	12	214,700	266,400	297,300	336,100	350,200
	13	216,200	267,600	298,300	337,600	351,600
	14	217,900	268,800	299,600	339,200	353,300
	15	219,500	270,100	300,900	340,900	355,000
	16	221,100	271,300	302,100	342,500	356,600
	17	222,600	272,400	303,400	344,000	357,800
	18	224,300	273,500	304,700	345,700	359,700
	19	226,000	274,600	306,000	347,400	361,400
	20	227,700	275,700	307,200	349,000	363,000
	21	228,900	276,600	308,300	350,400	364,500
	22	230,500	277,600	309,500	352,100	366,100
	23	232,100	278,600	310,800	353,800	367,700
	24	233,600	279,600	312,100	355,400	369,300
	25	235,100	280,600	313,400	356,600	371,000
	26	236,700	281,500	314,500	358,500	372,800
	27	238,300	282,300	315,500	360,200	374,600
	28	239,900	283,200	316,500	361,800	376,400

	29	241, 500	284, 000	317, 700	363, 300	377, 900
	30	243, 200	284, 800	318, 900	364, 900	379, 300
	31	244, 500	285, 700	320, 100	366, 500	380, 700
	32	245, 800	286, 400	321, 300	368, 100	382, 100
	33	247, 100	287, 200	322, 500	369, 800	383, 600
	34	248, 200	288, 000	323, 800	371, 600	384, 400
	35	249, 300	288, 800	325, 200	373, 400	385, 300
	36	250, 400	289, 400	326, 500	375, 200	386, 300
	37	251, 500	290, 100	327, 800	376, 700	387, 200
	38	252, 400	290, 900	329, 100	378, 100	388, 300
	39	253, 300	291, 600	330, 400	379, 500	389, 200
	40	254, 300	292, 300	331, 700	380, 900	390, 200
	41	255, 300	293, 000	333, 100	382, 400	391, 100
	42	256, 200	293, 800	334, 300	383, 200	391, 800
	43	257, 100	294, 500	335, 500	384, 100	392, 500
	44	257, 900	295, 200	336, 600	385, 100	393, 100
	45	258, 700	295, 900	337, 500	386, 000	393, 500
	46	259, 300	296, 600	338, 700	387, 100	394, 100
	47	259, 900	297, 300	339, 900	388, 000	394, 700
	48	260, 500	297, 900	341, 200	389, 000	395, 400
	49	261, 100	298, 600	342, 300	389, 900	395, 700
	50	261, 700	299, 300	343, 500	390, 600	396, 400
	51	262, 300	300, 000	344, 700	391, 300	397, 100
	52	262, 900	300, 700	345, 900	391, 900	397, 700
	53	263, 400	301, 200	347, 200	392, 300	398, 000
	54	264, 000	301, 900	348, 200	392, 900	398, 500
	55	264, 600	302, 500	349, 300	393, 500	399, 100
	56	265, 100	303, 200	350, 400	394, 200	399, 700
	57	265, 500	303, 800	351, 100	394, 500	400, 000
	58	265, 900	304, 400	352, 000	395, 200	400, 600
	59	266, 200	305, 000	352, 700	395, 900	401, 300
	60	266, 500	305, 800	353, 500	396, 500	401, 900
	61	266, 800	306, 400	354, 300	396, 800	402, 300
	62	267, 100	306, 900	354, 700	397, 300	402, 800
	63	267, 400	307, 400	355, 200	397, 900	403, 400
	64	267, 700	307, 800	355, 900	398, 500	403, 900
	65	268, 000	308, 300	356, 700	398, 800	404, 400
	66	268, 300	308, 800	357, 400	399, 400	405, 000
	67	268, 600	309, 200	358, 100	400, 100	405, 400
	68	268, 900	309, 700	358, 700	400, 700	405, 700
	69	269, 200	310, 100	359, 200	401, 100	406, 100

	70	269, 500	310, 600	359, 800	401, 600	406, 600
	71	269, 800	311, 000	360, 300	402, 200	407, 000
	72	270, 100	311, 500	360, 900	402, 700	407, 400
	73	270, 400	311, 900	361, 200	403, 200	407, 800
	74	270, 700	312, 300	361, 700	403, 800	408, 300
	75	271, 000	312, 600	362, 000	404, 200	408, 700
	76	271, 300	312, 900	362, 400	404, 500	409, 100
	77	271, 600	313, 100	362, 800	404, 900	409, 500
	78	271, 900	313, 400	363, 300	405, 400	410, 000
	79	272, 200	313, 600	363, 800	405, 800	410, 400
	80	272, 500	313, 900	364, 300	406, 200	410, 800
	81	272, 800	314, 100	364, 600	406, 600	411, 200
	82	273, 100	314, 300	365, 000	407, 100	411, 700
	83	273, 400	314, 600	365, 400	407, 500	412, 100
	84	273, 700	314, 800	365, 800	407, 900	412, 500
	85	274, 000	315, 100	366, 100	408, 200	412, 900
	86	274, 300	315, 300	366, 500		413, 400
	87	274, 600	315, 600	366, 900		413, 800
	88	274, 900	315, 900	367, 300		414, 200
	89	275, 200	316, 200	367, 500		414, 600
	90	275, 500	316, 500	367, 900		415, 100
	91	275, 800	316, 800	368, 300		415, 500
	92	276, 100	317, 100	368, 700		415, 900
	93	276, 400	317, 300	368, 900		416, 300
	94	276, 700	317, 500	369, 200		416, 800
	95	277, 000	317, 800	369, 600		417, 200
	96	277, 300	318, 200	369, 900		417, 600
	97	277, 600	318, 400	370, 200		418, 000
	98		318, 700	370, 600		418, 500
	99		319, 000	371, 000		418, 900
	100		319, 400	371, 400		419, 300
	101		319, 600	371, 900		419, 700
	102		319, 900	372, 300		
	103		320, 200	372, 700		
	104		320, 500	373, 100		
	105		320, 700	373, 600		
	106		321, 000	374, 000		
	107		321, 300	374, 300		
	108		321, 600	374, 600		
	109		321, 800	375, 000		
	110		322, 100			

	111		322,500			
	112		322,800			
	113		323,000			
	114		323,200			
	115		323,500			
	116		323,900			
	117		324,100			
	118		324,300			
	119		324,600			
	120		324,900			
	121		325,200			
	122		325,400			
	123		325,700			
	124		326,000			
	125		326,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 188,800	基準給料月額 円 215,500	基準給料月額 円 271,500	基準給料月額 円 289,900	基準給料月額 円 290,800

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条中一般職の職員の給与に関する条例（次項及び附則第３項において「給与条例」という。）別表第３の改正規定　令和９年１月１日

⑵　第２条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　令和９年４月１日

2　第１条の規定（給与条例第２６条の２の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

5　船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年船橋市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第13条　一般職の職員の給与に関する条例附則第17項から第23項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 2　暫定再任用職員(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(一般職の職員の給与に関する条例第12条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。)であるものとした場合に適用される同条例第10条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 3　(略) 4　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休	附　則 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第13条　第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この条において「新条例」という。)附則第17項から第23項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。 2　暫定再任用職員(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(新条例第12条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。)であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 3　(略) 4　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第8条の規定による改正後の

暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
5及び6　(略)	5及び6　(略)
7　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、一般職の職員の給与に関する条例第28条第3項、第28条の5の2第1項及び第28条の6第2項の規定を適用する。	7　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第28条第3項及び第28条の6第2項の規定を適用する。
8　一般職の職員の給与に関する条例第28条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年船橋市条例第39号)附則第12条第1項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。	8　新条例第28条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年船橋市条例第39号)附則第12条第1項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
9　(略)	9　(略)
10　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和3年船橋市条例第5号。以下この項において「令和3年改正条例」という。)附則第6項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第19項に規定する異動日の前日において、令和3年改正条例附則第4項の規定による給料月額の適用を受けていた職員が、当該異動日以降に退職する場合に準用する。この場合において、令和3年改正条例附則第6項中「退職の日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例附則第19項に規定する異動日の前日」と、「退職日給料月額」と	10　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和3年船橋市条例第5号。以下この項において「令和3年改正条例」という。)附則第6項の規定は、新条例附則第19項に規定する異動日の前日において、令和3年改正条例附則第4項の規定による給料月額の適用を受けていた職員が、当該異動日以降に退職する場合に準用する。この場合において、令和3年改正条例附則第6項中「退職の日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例附則第19項に規定する異動日の前日」と、「退職日給料月額」とあるのは「特定減額前給料月

あるのは「特定減額前給料月額」と読み替えるものとする。	額」と読み替えるものとする。

理　由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第４号

船橋市立船橋高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

船橋市立船橋高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

船橋市立船橋高等学校授業料等徴収条例（昭和３２年船橋市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(授業料等の減免) 第6条　市長は、必要があると認めるときは、授業料、入学料及び入学検査料の全部又は一部を免除することができる。 (授業料等の不還付) 第7条　既に納入した授業料、入学料及び入学検査料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	(授業料の減免) 第6条　市長は、必要があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。 (授業料等の不還付) 第7条　既に納入した授業料等は還付しない。ただし、授業料については、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

入学料及び入学検査料について、減免等を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第５号

日の出水路護岸改修工事（その２）請負契約の締結について

日の出水路護岸改修工事（その２）について、次のとおり請負契約を締結する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

記

１　契 約 の 目 的　　日の出水路護岸改修工事（その２）
２　契 約 の 方 法　　一般競争入札【総合評価型】
３　契 約 金 額　　４９６，８９２，０００円
４　契約の相手方　　船橋市藤原１丁目３５番１号
株式会社保戸田組
代表取締役　　保　戸　田　　真　士

理　由

日の出水路護岸改修工事（その２）を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第６号

都市計画道路３・４・２７号線橋りょう上部工工事請負契約の変更について

令和６年１２月１９日議決を経た都市計画道路３・４・２７号線橋りょう上部工工事（契約の相手方　宮地エンジニアリング株式会社）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

記

契 約 金 額　　変更前　　７３５，８９１，０９０円
　　変更後　　８０７，７３０，０００円

理　由

設計図書の変更及びインフレスライド条項の適用により、都市計画道路３・４・２７号線橋りょう上部工工事の契約内容を変更する必要がある。

議案第７号

（仮称）船橋市消防局・消防指令センター新築工事請負契約の変更について

令和７年１２月１８日議決を経た（仮称）船橋市消防局・消防指令センター新築工事（契約の相手方　大成・木村特定建設工事共同企業体）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

記

契 約 金 額	変更前	３，３３８，５００，０００円
	変更後	３，３９８，５８４，２００円

理　由

設計図書の変更及びインフレスライド条項の適用により、（仮称）船橋市消防局・消防指令センター新築工事の契約内容を変更する必要がある。

議案第８号

船橋市障害者支援施設北総育成園の指定管理者の指定について

船橋市障害者支援施設北総育成園の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

１　施設の名称　船橋市障害者支援施設北総育成園
２　指定管理者　船橋市行田２丁目８番１号
　　社会福祉法人さざんか会
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

理　由

船橋市障害者支援施設北総育成園の指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第９号

ケアハウス市立船橋長寿園の指定管理者の指定について

ケアハウス市立船橋長寿園の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

１　施設の名称　ケアハウス市立船橋長寿園
２　指定管理者　船橋市飯山満町２丁目６８１番地
　　社会福祉法人清和会
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

理　由

ケアハウス市立船橋長寿園の指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第１０号

船橋市リハビリセンターの指定管理者の指定について

船橋市リハビリセンターの指定管理者について、次のとおり指定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

１　施設の名称　船橋市リハビリセンター
２　指定管理者　東京都渋谷区本町３丁目５３番３号
　　医療法人社団輝生会
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

理　由

船橋市リハビリセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第１１号

船橋市夜間休日急病診療所の指定管理者の指定について

船橋市夜間休日急病診療所の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

１　施設の名称　船橋市夜間休日急病診療所
２　指定管理者　船橋市北本町１丁目１６番５５号
　　公益財団法人船橋市医療公社
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

理　由

船橋市夜間休日急病診療所の指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第１２号

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者の指定について

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　戸　　徹

１　施設の名称　ふなばし三番瀬海浜公園
　　ふなばし三番瀬環境学習館
２　指定管理者　ＦＳＰグループ
　　構成員（代表者）
　　千葉県船橋市本町４丁目４１番１９号
　　公益財団法人船橋市公園協会
　　構成員
　　東京都文京区本郷７丁目２番２号
　　公益財団法人科学技術広報財団
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

理　由

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第１３号

船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館の指定管理者の指定について

船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

１　施設の名称　船橋市中央図書館
船橋市東図書館
船橋市北図書館
２　指定管理者　ＴＲＣ・野村不動産パートナーズ共同企業体
構成員（代表者）
東京都文京区大塚３丁目１番１号
株式会社図書館流通センター
構成員
東京都港区芝浦１丁目１番１号
野村不動産パートナーズ株式会社
３　指定の期間　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

理　由

船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館の指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第１４号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和９年３月３１日をもって鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 千葉市　銚子市　市川市　船橋市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢	別表第1(第2条関係) 千葉市　銚子市　市川市　船橋市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢

町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2(第3条第1項関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第１号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井

町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2(第3条第1項関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第１号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井

町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合	町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合

(略)	(略)
第3条第1項第３号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行

(略)	(略)
第3条第1項第３号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消

		政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合			防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
(略)	(略)		(略)	(略)	
第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市　館山市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　国保国吉病院組合　<u>東葛中部地区総合開発事務組合</u>　<u>佐倉市、酒々井町清掃組合</u>　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合		第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市　館山市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　国保国吉病院組合　<u>東葛中部地区総合開発事務組合</u>　<u>鋸南地区環境衛生組合</u>　<u>佐倉市、酒々井町清掃組合</u>　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組	

	印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　君津富津広域下水道組合　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
(略)	(略)

	合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　君津富津広域下水道組合　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
(略)	(略)

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

理　由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第１５号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和８年１１月１３日提出

船橋市長　松　戸　　徹

認定

路線番号	起　　点	終　　点	路線内訳		備　　考
			巾員m	延長m	
44-141	田喜野井６丁目 1147-27	田喜野井６丁目 1147-42	5.00 5.00	126.63	
合　計				126.63	

変更

路線番号	起　　点	終　　点	路　線　内　訳		備　　考
			巾　員ｍ	延　長ｍ	
64-112	三咲８丁目 108-60	三咲８丁目 108-74	6.00 8.50	121.57	変更前
64-112	三咲 8 丁目 108-81	三咲 8 丁目 108-95	6.00 8.50	344.77	変更後
				223.20	
66-084	二和西３丁目 95	二和西３丁目 87	3.60 4.97	62.93	変更前
66-084	二和西 3 丁目 95	二和西 3 丁目 87-5	6.50 8.50	84.32	変更後
				21.39	
合　計				244.59	

理　由

市道の路線認定及び変更について、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により議会の議決を得る必要がある。

諮問第１号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員鈴木　登は、令和９年３月３１日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹

諮問第２号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員山口　美惠子は、令和９年３月３１日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和８年１１月１３日提出

船 橋 市 長　松　　戸　　徹